

平成27年9月24日

写)

安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、小松係長殿  
安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿、中村上席審査官殿  
安全保障貿易管理課 桑原係長殿

空気中の物質を検知する装置（貨物等省令第2条第2項第十一号）の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
生物・化学兵器製造装置分科会  
主査 藤井 弘史

「貨物等省令第2条第2項第十一号」について以下の通り改正を要望致しますのでご検討をお願い申し上げます。

1. 改正対象  
貨物等省令第2条第2項第十一号

2. 現行省令等記載文及び改正提案文

改正案	現行
(貨物等省令第2条第2項第十一号) 空気中の物質を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 前項の第一号及び第三号に掲げるものについて空気中における濃度が、1立方メートル当たり0.3ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、・・・	(貨物等省令第2条第2項第十一号) 空気中の物質を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 前項に掲げるものについて空気中における濃度が、1立方メートル当たり0.3ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、・・・

3. 対応するAG原文

Toxic gas monitoring systems and their dedicated detecting components as follows: detectors; sensor devices; replaceable sensor cartridges; and dedicated software therefore

a designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or AG-controlled precursors at concentrations of less than 0.3 mg/m<sup>3</sup>; or

4. 対応するEU Regulation Council Regulation (EC) No 428/2009

2B351 Toxic gas monitoring systems, other than those specified in 1A004, as follows; and dedicated detectors therefor:

a Designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or chemicals specified in 1C350, at concentrations of less than 0,3 mg/ m<sup>3</sup>; or

5. 対応する EAR

2B351 Toxic gas monitoring systems and their dedicated detecting “parts” and “components” (i.e., detectors, sensor devices, and replaceable sensor cartridges), as follows, except those systems and detectors controlled by ECCN 1A004.c (see List of Items Controlled).

a Designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or chemicals controlled by 1C350 at concentrations of less than 0.3mg/m<sup>3</sup>; or

6. 提案理由

(1) 検知対象の化学物質を整理すると下表の通りとなり、我が国が、他国より厳しい規制を実施していることがわかる。

検知装置等		検知装置等の対象化学物質				
我が国政令		我が国省令		AG	EU	EAR
1 の項 (13)	探知若しくは 識別の装置	—	軍用化学製剤	Chemical warfare agent	Chemical warfare agent	Chemical warfare agent
3 の項 (2)11	空気中の物質 の検知装置	2 条 1 項 一号	化学製剤原料	AG controlled precursors	1C350	1C350
		2 条 1 項 三号	化学製剤同等 毒性物質の原 料			
		2 条 1 項 二号	化学製剤同等 毒性物質	対象外 注)	対象外 (1C450)	対象外 (1C355)

注) AG にて Precursors として規定されていないが、化学兵器禁止条約にて、表 2 剤、及び表 3 剤として規定。

(2) 貨物等省令第 2 条第 1 項第二号に規定されている、二塩化カルボニル（ホスゲン）及びシアン化水素は、民生用途が多々ある、化学製品であり、これらの化学物質を検知する装置は、広く民生用に使用されている。本提案は、我が国産業界にとって意味のある提案である。